

平成30年9月佐川町議会定例会会議録（第4号）

招集年月日 平成30年12月13日

招集の場所 佐川町議会議場

開 会 平成30年12月13日 午前9時宣告（第7日）

応招議員	1番	橋元 陽一	2番	宮崎知恵子	3番	西森 勝仁
	4番	下川 芳樹	5番	坂本 玲子	6番	邑田 昌平
	7番	森 正彦	8番	片岡 勝一	9番	松浦 隆起
	10番	岡村 統正	11番	中村 卓司	12番	永田 耕朗
	13番	西村 清勇	14番	藤原 健祐		

不応招議員 なし

出席議員	1番	橋元 陽一	2番	宮崎知恵子	3番	西森 勝仁
	4番	下川 芳樹	5番	坂本 玲子	6番	邑田 昌平
	7番	森 正彦	8番	片岡 勝一	9番	松浦 隆起
	10番	岡村 統正	11番	中村 卓司	12番	永田 耕朗
	13番	西村 清勇	14番	藤原 健祐		

欠席議員 なし

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	堀見 和道	健康福祉課長	田村 秀明
副町長	中澤 一眞	産業建設課長	田村 正和
教育長	川井 正一	国土調査課長	橋掛 直馬
総務課長	麻田 正志	会計管理者兼会計課長	真辺 美紀
チーム佐川推進課長	岡崎 省治	教育次長	片岡 雄司
税務課長	森田 修弘	病院事業副管理者兼事務局長	渡辺 公平
町民課長	和田 強	農業委員会事務局長	吉野 広昭

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 河添 博明

町長提出議案の題目 別紙のとおり

議員提出議案の題目 な し

議 事 日 程 議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。

平成30年12月佐川町議会定例会議事日程〔第4号〕

平成30年12月13日 午前9時開議

- | | | |
|-------|--------|---|
| 日程第1 | 議案第69号 | 平成30年度佐川町一般会計補正予算（第4号） |
| 日程第2 | 議案第70号 | 平成30年度佐川町国民健康保険特別会計補正予算（第3号） |
| 日程第3 | 議案第71号 | 平成30年度佐川町介護保険特別会計補正予算（第3号） |
| 日程第4 | 議案第72号 | 平成30年度佐川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号） |
| 日程第5 | 議案第73号 | 平成30年度佐川町水道事業特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第6 | 議案第74号 | 高幡広域市町村圏事務組合と佐川町の町税等の滞納整理に関する事務の委託に関する規約の変更について |
| 日程第7 | 発委第9号 | 臓器移植の環境整備を求める意見書 |
| 日程第8 | 発委第10号 | 待機児童解消、保育士の処遇改善、保育の無償化のための必要な措置を求める意見書 |
| 日程第9 | 発議第2号 | 公共事業等における国産材（地域材）の利用推進を求める意見書 |
| 日程第10 | | 委員会の閉会中の継続審査及び調査について |

議長（永田耕朗君）

おはようございます。ただいまの出席議員数は 14 人です。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

ここで、一昨日、宮崎議員の一般質問の中で、文言の訂正の申し出があっておりますので、発言を許します。

2 番（宮崎知恵子君）

2 番議員、宮崎知恵子でございます。11 日の一般質問におきまして、来年 4 月の森林経営管理法なんですけれども、ことしと言ってしまいましたので、訂正をお願いいたします。以上です。

議長（永田耕朗君）

それでは、日程第 1、議案第 69 号、平成 30 年度佐川町一般会計補正予算（第 4 号）について、質疑を行います。

3 番（西森勝仁君）

おはようございます。私から 2 点についてお尋ねをしたいと思います。

まず 1 点目が、超過勤務手当についてであります。超過勤務手当というのは、生活給の一部ではありませんので、これを当てにしている職員はいないと思います。今回の補正を見ますと、増額補正が 7 件、減額補正が 9 件あり、増額補正の合計が 83 万 5 千円くらいだと思います。これに對しまして減額補正の合計が 88 万円。差し引きいたしますと、マイナス 4 万 5 千円であります。つまり、4 万 5 千円の自主財源の節約となっているわけであります。

内訳を見ますと、産業建設課、健康福祉課、教育委員会でそれぞれ減額されているものがあります。これは、超過勤務手当の命令権者は各課局の長にありますので、各課長が事務事業をよく理解して、そしてしっかり管理できていることのあかしであろうかと敬意を表するところであります。

昨年 12 月議会でも、私がこの超勤についてお尋ねをしたときに、町長は、サービス残業は違法なので、仕事上必要なものは必要です、と答弁しています。まさにそのとおりでありまして、私は、今、職員数もほぼ定数満杯に張っていますので、以前には残業は人について回ると言われた時代もありましたけれども、今、こうして職員も多くいることですし、ルーチン業務の範囲内でできる、残業までやるようなことになってはだめだとは思いますが、私も必要なも

のについては異論を唱えるわけではありませんが、次の項目について説明をお願いしたいと思います。

まず 15 ページ、2 の 1 の 10 の 3、国土調査の 5 万円。19 ページ、3 の 3 の 1 の 3、児童福祉総務費 16 万 8 千円。23 ページ、5 の 2 の 1 の 3、林業総務費 35 万。同じく 23 ページ、7、4、1 の 3、住宅管理費 10 万。25 ページの 9、4、2 の 3、公民館費の 12 万円です。これにつきましては、超勤が発生する理由及びその積算基礎についてお尋ねするものであります。

次に、21 ページのごみ収集委託料が 858 万 8 千円の減額となっております。去年度は、937 万 9 千円の減額でありました。これは総務課長の議案の説明会のときにお伺いしたところによりますと、見積もり合わせによる減額ということですが、余りにも多過ぎると思います。この金額の差は、設計金額の約 78% くらいになったこと、それに起因して減額になったものではなかろうかと思っています。

私は、昨年この件につきましてお尋ねしたとき、町長は、積算は、弁護士とも相談し、県の単価などを引っ張ってきてしっかりやっている。しかし、ただこうした低い落札金額となったことによりまして、弱いところにしわ寄せがいつているかどうかについてはわからない。入札の結果として、安い金額で落札、応札といいますか、応札している会社もあるのも事実と、こういうふうに説明をしております。これは大変難しい問題ではあるけれども、最低制限価格を見直す、あるいは見直ししないか、これはしっかり考えて、また、議員のほうからもアドバイスをいただきながら、町として結論を出していきたい、こういうふうに説明がありましたので、この時点ではこれで了解としておりましたが、この説明を踏まえて、どう対応されたのか、昨年のこの説明はその場しのぎ、あるいはこそくな説明だったとは思えないので、この説明をお願いするところであります。

そもそも、この家庭ごみの収集業務というのは、本来、町が直接行うべき業務であること、このことは廃棄物処理法及び清掃に関する法律、あるいは政令に定められていると思います。廃棄物処理法 6 条、7 条、8 条あたりからでありますけれども。このあたりを讀んでいただいたらと思います。

また、佐川町のように委託あるいは委託している場合には、業務

を遂行するに足る費用、金額のことであろうと思いますが、これを支払わなければならないとも書かれているはずであります。

業務遂行上、足る金額、経費というのは、昨年町長の説明にあったとおり、弁護士に相談したり、あるいは県の単価などを引っ張ってきてしっかりと積み上げた、そういったその計画書であります。本来なら、この額で委託されるべきだと思っています。

以前、この家庭ごみ収集業務につきまして、問題があるということで裁判になったときもですね、99.9%で落札したことの理由として、このことが、今私が言いましたことが認められたのではないかというふうに私は思っております。ですから、この数年間の、平成 27 年度からではないかと思いますが、この家庭ごみ収集業務委託業務のこの委託費用、こういったものは法令の趣旨に反して安すぎはしないか、不当に安すぎはしないかと、こういうふうに懸念しているところであります。

この前のテニスコートの整備事業の入札のときに、最低制限価格が 85%で、町長の説明によると、今は国交省のほうからも必要以上に下げることなく 85%云々という説明を受けたことであります。こうした利益率の高い業務でさえも 85%。それに引きかえ、毎日ほぼガソリンを使って収集しているこの業務につきましては、ガソリン代なども非常に高騰する仕事でありますし、また町内のこの零細業者で、零細業者と言うたら失礼かもわかりませんが、この業者に委託する場合にはさらに、テンポイントも下で設定していますが、これはどういうことか。

昨年も、町長は、安ければ安いほどよいというわけではない、とこういうふうに言っていますが、この点につきましては、町長から明確な御説明をお願いしたいと思います。

以上 2 点、お願いします。

国土調査課長（橋掛直馬君）

西森議員の質問にお答えします。国土調査課の超過勤務補正の必要額の根拠ということでお話しをしたいと思います。

今回 5 万円の超過勤務手当の補正を行った理由は、平成 29 年度調査を行った西佐川駅周辺、佐川町乙の一部、上郷町民プール周辺の甲の一部、そして永野の一部の調査の実施の閲覧を、本年度行う予定でした。が、本年 8 月から 9 月へかけて実施した閲覧時に、西佐川駅周辺の乙の一部のみの閲覧を行いました。永野の閲覧のほう

が諸般の事情により間に合わなかったために、平成 31 年 1 月 16 日から 2 月 4 日までの 20 日間実施することといたしました。そこで超過勤務手当の不足発生が予見できましたので、今回の超過勤務手当の補正を行いました。

超過勤務手当の補正算出額の根拠は、閲覧実施期間 20 日間のうちに、土曜日 3 日間、日曜日 3 日間、合計 6 日間の超過勤務手当を要する日がありまして、職員 4 名掛ける 6 日間、合計 27 万 6,040 円と算出しました。また、同 4 名の 1 月から 3 月までの超過勤務、1 人当たり約 2 時間掛ける 4 名、合計 8 時間分、1 万 6,974 円の見積もりをしまして、合計 29 万 3,014 円の必要額を算出しました。この金額から 10 月末の超過勤務手当の残額 24 万 1,408 円を減じた金額、すなわち超過勤務手当の不足額が 5 万 1,606 円を算出しまして、5 万円の超過勤務手当の補正を組みました。以上です。

健康福祉課長（田村秀明君）

御質問にお答えします。補正予算書の 19 ページの 3 款、3 項、1 目児童福祉総務費の 3 節の職員手当等ですね、超勤手当 16 万 8 千円の根拠と算出根拠ですが、このところにつきましては、生活応援係ですね職員の賃金となっています。

保育とですね、児童手当の担当の超勤ということになりますが、保育担当のほうはですね、来年度の保育の入所の受け付け、現在やっていますが、それに対してのですね、今後、利用調整、支給決定等の業務がこれから 3 月いっぱいまであります。

それから児童手当担当のほうにつきましては、児童手当の定期的な住民移動の整理、それから乳幼児の医療、また高額医療の業務がですね、一定期間のうちに集中して行わなければならないという中で、ここについても約 10 時間、保育についても約 10 時間ありまして、保育の担当とですね、児童手当の担当の者の 1 時間単価がですね、足すとですね、約 1 時間当たりが 4 千円になります。それで、月が 10 時間ということで 4 万円、掛ける 12 月から 3 月まで 4 カ月 4 万を掛けると、約 16 万余りということになります。以上です。

産業建設課長（田村正和君）

西森議員の御質問にお答えします。超過勤務手当でございまして、23 ページ、5 款、2 項、1 目林業総務費の超過勤務 35 万円につきましては、林業総務費の中で、今、町内の山地を集約をしております。来年度、協力隊の退任後もありますが、その住居の予定地周辺

につきまして、当初は考えてはいませんでした。今回、集約の範囲も拡大をさせていただいて、今、集約業務をしています。その中で想定される超過勤務の手当の 35 万円を補正をさせていただいております。

それから、同じページの 7 款、4 項の 1 目住宅管理費につきましては、これも超過勤務手当 10 万円を補正をさせてもらってます。これにつきましては、今、町内の住宅の耐震化の事業をしていますけれども、この中で、ことし、ブロック塀の対策の問い合わせでありましたり、空き家の除却でありましたり、佐川町、推進はしておりますが、非常に問い合わせも増えておりまして、今、現地に行って説明資料をつくったりですね、相談に対応しております。かなり相談も増えてますので、今後またこれからもその対応を考えると、ちょっと不足するということで、今回 10 万円を補正をさせていただいております。

補正のこの単価の見積もりの根拠につきましては、また西森議員のほうに資料をお持ちして御説明したいと思います。以上でございます。

町長（堀見和道君）

休憩願います。

議長（永田耕朗君）

休憩します。

休憩 午前 9 時 15 分

再開 午前 9 時 16 分

議長（永田耕朗君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

教育次長（片岡雄司君）

西森議員の御質問にお答えをさせていただきます。9 款、4 項、2 目公民館費、3 節超勤手当 12 万円の増額の理由につきましては、今年度町民プールの指定管理者との協議、その内容につきましては、施設の故障が多くなったことと、指定管理者との運営協議に時間を費やしたということとですね、今年度整備しておりますテニスコートの新設工事に伴います設計協議、またことし設立しました新図書館整備方針策定委員会の運営業務にかかる業務、そして教育委員会

事務局関係の全ての工事及び修繕等の設計・積算に係る業務の業務量が増額になったための増額をさせていただいております。

12 万の根拠としましては、関係職員 3 名の平均単価 2,039 円を約 30 時間計上させていただきまして、12 月から来年の 3 月末までの 4 カ月間の超勤を増額させていただいております。16 万 4 千円ぐらいの要求をさせていただきましたが、総務課との協議によりまして、12 万円、今回計上をさせていただいていることとなっています。以上です。

町長（堀見和道君）

私のほうから、ごみ収集委託料の補正に関係することにつきまして説明をさせていただきます。昨年 12 月にも御質問いただきまして、そのときの回答はですね、その場しのぎの回答でもなく、こそくな手段で回答させていただいたわけではございませんので、御理解いただきたいと。また西森議員からは、役場の先輩としてですね、町民課長のほうにアドバイスもいただけるんじゃないかというふうに思っておりましたので、御理解をいただきたいというふうに考えます。

最低制限価格の設定につきましては、請負工事とこの委託業務は、内容が違うものでありますので、一概に請負工事、工事をですね、今、最低制限価格 85% に設定をしておりますが、それと合わせるという必要性はないというふうに考えております。

ほかの委託業務につきましては、最低制限価格を 75% よりも下の数字で設定しているものもあります。これは西森議員も十分承知のことだというふうに思っております。また、この委託業務につきましては、西森議員、副町長を務められている時代から委託ということでやられてたというふうに思います。その都度の委託料の委託価格がですね、全て 99. 何%であったかということ私は承知をしております。

8 年間どのような金額で、実際委託をしているのかということもこの後調べてみたいなあというふうに思っておりますが、担当課のほうで、いろいろこの業務につきましては、裁判のいきさつもありました。裁判になったということもありましたので、より慎重に慎重を重ねて委託業務の積算をしました。弁護士とも相談をして設定をしました。

その中で、最低制限価格を下回る金額で見積もりを出してきた事

業者もありました。常に、事業者の皆さんには、それぞれの事業者としてできる金額で、やはり、見積もりを出していただきたいというふうに思っております。

その中で、最低制限価格を下回る金額での見積もり提出もあったというこの状況を鑑みまして、現時点では、設定している最低制限価格を変更するという必要性はないのではないかというふうに担当課とは協議をしております。以上です。

3 番（西森勝仁君）

超過勤務手当の説明につきましては了解をいたします。今、町長の、一般廃棄物、いわゆる家庭ごみですけれども、この説明につきましては、変更する予定はないということですけれども、先ほど言いましたように、これは本来町が直営すべき業務でありまして、それを委託する場合においては、この産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律の政令に書いてあると思いますけれども、この業務を遂行するに足る費用をもって委託契約をせんといかんと。

今も言いましたように、この請負契約、この足る額っていうのはきっちりと積算をしたこの額じゃないかと思います。これ、町が直営でやるとなったら、この額でやらなければいけない、4分の1もカットはできない。4分の1近くカットしてるということは、もう企業努力で利益の追及の部分ができないと思います。その部分は、社員の福利厚生、給与、いろんなところへ響いていってるのは間違いないと思います。

今の単価表で見たら、人件費が安くなっているということだそうでありますけれども、それにしてもですね、4分の1、儲けの部分をごんなに圧縮する、そこらはもうちょっとう、何か、私に言わしたら、非人道的のようにも思いますし、これ、違法性がかなり高いというふうに認識するところですけども。町長は、見直しを去年はちょっと、するかしないかも含めてという言葉がありましたけれども、もう1回そのあたりをちょっとう、整理してお願いしたいと思います。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。日本全国の自治体、委託をしてこの業務をしているところも当然あります。西森議員、副町長の時代も委託としてやられてきました。今の値段、価格の設定につきましても、違法性は全くないというふうに思っておりますので、現状のま

まで当面はいきたいと、現時点ではそのように考えています。以上です。

3 番（西森勝仁君）

3 回目になりますので、これから質問はできませんが。私が言っているのは、その積算の基礎に違法性とか云々じゃなくってですね、それをもって、その金額をもって、原則は委託すべきじゃないかということ言ってるのでありまして、そこらあたりの、ちょっと、町長との認識が違うところがあると思いますので、これ以上は質問が、議長のお許しがあればできますけれども、会議規則によりましてできませんので、そのあたりはしっかりと検討していただきたいと思いますし、先ほど、町長のそのお答えの中に、私が担当課へ行っているものと思っていたということです。私はこの 1 年間、担当課なりそのいったところから声がかからないので、あえては行っていませんけれども、これからたびたび足を運んで言わせてもらおうと思っていますが、町長並びに副町長に、そのあたりのお許しが得られるのか、町長の見解のとおりでよろしいのか、1 回お伺いしたいと思います。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。私が許す、許さないという権限はないというふうに思っております。私が許可をしたからではなくて、西森議員は、役場の後輩の皆さんのところに足も運ばれて、いろいろ意見も交換をされたり、恐らく提言もされているんじゃないかなあと。そのほかにも、いろいろと役場のためにですね、御尽力いただいているんじゃないかというふうに思っておりますので、今後も引き続き、よろしくをお願いをしたいに思います。以上です。

議長（永田耕朗君）

ほかに、質疑はありませんか。

9 番（松浦隆起君）

23 ページと 24 ページ、出の部分の小中学校の空調設備の整備工事について、をお伺いをします。

これは議員協議会等で、勉強会でしたかね。各議員や議長からも町内業者をできる限り使うべきではないかという指摘があったと思います。私もそのやりとりを聞いておりましたが、基本的には、町内業者では無理ではないかというニュアンスを教育長は最終的にはされてたように思います。

私も監査委員を４年間務めさせていただいて、その間、特に教育委員会のいろんな文具であるとか、ほかの課でもありましたが、できる限り町内の業者さんから購入をするべきではないかという指摘を再三させていただいてきました。やはりこの町内の業者さんの活性化が町の全体の活性化につながる。回り回ってこの町政に回ってくるということになると思いますので、可能、不可能な部分はあるかもわかりませんが、工事が余り大きくなる、それから機器の調達が町内業者では不可能かもしれない、そういったことも教育長は言われておりましたが、であるならば、それを分離するであるとか、どこか、できる限り町内業者の方に入らせていただけるすべはないかということを経験をまずは念頭に置いてしっかり取り組んでいくべきではないかと。

少しちょっと、その辺が各議員と教育長のやりとりを聞きながら、最終的には無理でしたというような答えをするのではないかなというふうに受け取れましたので、再度指摘をさせていただいて、ぜひ、そういう方策をしっかりと検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

教育長（川井正一君）

お答えいたします。今回、実質的に６校ですが、尾川小中は１校になりますので、学校数で言えば５校ということになります。それで、１校当たり大体見てみますと、一番少ない額でも５千万近くという事業費になります。こういった一定の規模になりますと、それなりの資格も一定必要になるというふうなことも設計業者から聞いておりますので、実際、分離というものが本当にできるものなのかどうか、そこら辺はしっかり発注する際のその必要な資格要件、町内の業者さんがそういったものを持っておるのかどうか、そこら辺も含めて考えたいと思っております。

基本的には、一括発注するほうが当然、コスト的な面で安くなるというのはそのとおりでございますが、そういった中で、少しでも一番額の少ないところを選んで分離発注ということについて、今後可能かどうか、法的な部分も含めて、私どものほうで検討させていただきたいと考えております。以上です。

９番（松浦隆起君）

少し、しつこいようですが、答えは同じかも知れませんが、町内業者さんを何とか使える方法はないかということから検討を始

めるのと、規模が大きいので無理なのではないかというところから検討を始めるのでは、おのずと答えが違ってくると思います。

先ほど、協議会等で各議員と教育長のやりとりということを私が言ったのは、まさに今も同じような形の答弁でしたが、まずは、町が行う事業であるので、町の業者さんを何とか使える方法はないかということで、まずは検討しますと。

ただ、大きな事業であるので、それにかなわないかもしれないが、まずはその方策をしっかりと検討させていただきますということが頭にこないので、各議員のそういう質問に、何回かの質問になったのではないかというに思います。私自身も、そう思っておりますので、これはもう答弁は構いませんので、ぜひそういう視点で一度検討していただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

議長（永田耕朗君）

ほかに、質疑はありませんか。

11 番（中村卓司君）

19 ページの私立保育園での運営費を、委託料ということで、これ、少し内容をですね、どういうふうな内容になっているか教えていただきたいと思いますが、よろしくお願いします。

健康福祉課長（田村秀明君）

お答えします。19 ページのですね、3 款、3 項、2 目児童福祉費のですね、1,500 万の内容ということですが、これにつきましてはですね、私立保育園の運営費になってます。当初ですね、4 億 100 万円で計上してましたが、その後ですね、キャリアアップを含む公定価格の金額が変わったこととですね、それから増加分がありまして、それを足したものをですね差し引いたものが 1,500 万となります。細かく言いますと、当初ですね、4 億 100 万組んだものをですね、キャリアアップを含む 5 園、私立 5 園の金額がですね、3 億 3,855 万 7,320 円、プラスですね公定価格増加分、7 %になりますが、これの。2,719 万 9,011 円をですね、差し引いたものが約 1,500 万になるということで、不足分を計上させていただいてます。以上です。

11 番（中村卓司君）

もうちょっと中身をよね、具体的に、こういうことをやってるんだという。キャリアアップという話がありましたけど、もっと具体的にちょっと、教えていただきたいと思うんですが。

健康福祉課長（田村秀明君）

当初、私立保育園 5 園がですね、予定してなかった技能、経験に応じた処遇改善に取り組むということで、まずですね、その取り組みによってですね上がる部分、これを足したものがですね、先ほど言った 3 億なんぼになります。それとですね、今年度ですね、公定価格がですね 7 % 上がるというような予定されてます。これまだかっちり金額は決まってないんですが、この 7 % 上がるというのは先ほど言いました 3 億 8,800 万円の 7 % になるんですが。それを足したものと、今現在当初予算で組んでいるものを差し引いたものがですね、約 1,500 万になるということで組んでます。

私立 5 園がですね、当初予定してなかった技能、経験に応じた処遇改善というのはですね、キャリアアップするために県のほうの、まあ言うたら研修を必ず受けないといけない研修があるんですが、そういったことを、受けたことによってですね、皆さんのキャリアに応じて上乘せがあるということになります。以上です。

議長（永田耕朗君）

ほかに、質疑はありませんか。

7 番（森正彦君）

補正予算書の 25 ページ、9 款、3 の 1 の中学校パソコン教室へのパソコン導入費についてですが、880 万 4 千円。この補正予算で組む理由とその内容をお願いしたいと思います。

教育次長（片岡雄司君）

森議員の御質問にお答えをさせていただきます。ページ 25 ページの 9 款、3 項、1 目、18 節備品購入費の 680 万 4 千円につきましては、町内 2 校の中学校パソコン教室へのパソコンの入れかえ費用となっておりまして、現在、中学校のパソコン教室に設置しているものは、平成 21 年度に設置をしたものでありまして、丸 10 年が経過しております。

入れかえの費用につきまして、来年度の当初予算で計上する予定でありましたが、来年 4 月 18 日に行われる予定のですね、平成 31 年度全国学力学習状況調査におきまして、新たに中学校英語の話すことの調査が実施されることになりましたので、現在設置しておりますパソコンでは対応できないということが判明したため、今回の補正予算で対応させていただき、備品購入費を計上させていただいているものでございます。

なお、台数につきましては、佐川中学校に 42 台、尾川中学校に 12 台、合計 54 台の台数を購入するものとしております。以上です。

議長（永田耕朗君）

ほかに、質疑はありませんか。

5 番（坂本玲子君）

先ほど、エアコン設置、小中学校のエアコン設置について松浦議員から質問がありましたが、私も佐川町内の業者さんをごらんの形で使っていただけないかということで一般質問を行いました。お伺いしていますと、一括納入のほうが定価が安くなるということで、その辺では無理かもしれませんが、例えば、設備工事などで、その一定町内業者を使うというふうな、そういうふうな工夫はできるのかできないのか、お伺いいたします。

教育長（川井正一君）

お答えいたします。工事は大きく分けまして、空調設備と電気設備というのになると思っております。空調設備というのは、まさにエアコンを設置するほう、それから電気設備はキュービクルというものをつけて、後、ずーっと配線関係をする工事になろうかと思っておりますが、基本的にこの工事は分けて発注ということは通常考えられないものですので、一括発注にならざるを得ないと思っております。

先ほど、松浦議員さんにも言われましたが、そういったなかで、学校単位で分割発注の可能性あるのかないのか、そこら辺、設計業者に確認を、事業費によりましては一定の資格要件がないとできないとかいうこともあるようでございますので、そういったことも含めて検討させていただきたいと思っておりますが、あるいはまた下請け等について配慮いただくとか、いろんなまた考え方もございますので、そこら辺を含めてちょっと、こういった対応ができるのか考えてみたいと思っております。以上でございます。

5 番（坂本玲子君）

ぜひですね、いろんな方法を検討していただいて、町内業者の方も、仕事があるような形にさせていただきたいと思います。

議長（永田耕朗君）

ほかに、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 69 号、平成 30 年度佐川町一般会計補正予算（第 4 号）について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。
賛成全員。

したがって、議案第 69 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 2、議案第 70 号、平成 30 年度佐川町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 70 号、平成 30 年度佐川町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 70 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 3、議案第 71 号、平成 30 年度佐川町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 71 号、平成 30 年度佐川町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 71 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 4、議案第 72 号、平成 30 年度佐川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 72 号、平成 30 年度佐川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 72 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 5、議案第 73 号、平成 30 年度佐川町水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 73 号、平成 30 年度佐川町水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 73 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 6、議案第 74 号、高幡広域市町村圏事務組合と佐川町の町税等の滞納整理に関する事務の委託に関する規約の変更について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 74 号、高幡広域市町村圏事務組合と佐川町の町税等の滞納整理に関する事務の委託に関する規約の変更について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 74 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 7、発委第 9 号、臓器移植の環境整備を求める意見書、を議題とします。

提案者の説明を求めます。

産業厚生常任委員長（藤原健祐君）

読み上げて提案とさせていただきます。

（以下、発委第 9 号「臓器移植の環境整備を求める意見書」朗読）

議長（永田耕朗君）

質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

発委第9号、臓器移植の環境整備を求める意見書について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成多数。

したがって、発委第9号は、原案のとおり可決されました。

日程第8、発委第10号、待機児童解消、保育士の処遇改善、保育の無償化のための必要な措置を求める意見書、を議題とします。

提案者の説明を求めます。

産業厚生常任委員長（藤原健祐君）

（以下、発委第10号「待機児童解消、保育士の処遇改善、保育の無償化のための必要な措置を求める意見書」1ページ目朗読）

読み上げて提案とさせていただきます。

（以下、発委第10号「待機児童解消、保育士の処遇改善、保育の無償化のための必要な措置を求める意見書」2ページ目朗読）

議長（永田耕朗君）

質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「休憩願います」の声あり）

議長（永田耕朗君）

休憩します。

休憩　　午前9時56分

再開　　午前9時57分

議長（永田耕朗君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を行います。

これから採決を行います。

発委第 10 号、待機児童解消、保育士の処遇改善、保育の無償化のための必要な措置を求める意見書について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成多数。

したがって、発委第 10 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 9、発議第 2 号、公共事業等における国産材（地域材）の利用推進を求める意見書、を議題とします。

提案者の説明を求めます。

総務文教常任委員長（岡村統正君）

（以下、発議第 2 号「公共事業等における国産材（地域材）の利用推進を求める意見書」1 ページ目朗読）

案文を読み上げて提出させていただきます。

（以下、発議第 2 号「公共事業等における国産材（地域材）の利用推進を求める意見書」2 ページ目朗読）

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（永田耕朗君）

質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を行います。

これから採決を行います。

発議第 2 号、公共事業等における国産材（地域材）の利用推進を求める意見書について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、発議第 2 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 10、委員会の閉会中の継続審査及び調査について、を議題とします。

各委員長から、会議規則第 75 条の規定によって、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続審査及び調査の申し出があります。

お諮りします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに決定しました。

以上で、本定例会に提出されました全ての案件は終了しました。

町長挨拶を願います。

町長（堀見和道君）

改めまして、おはようございます。

本定例会に提案をさせていただきました一般会計補正予算を初めとする全ての議案並びに同意案件、諮問案件、全ての提出案件につきまして、御決定をいただきましてまことにありがとうございます。

この 12 月定例会が始まる直前に、高知県議会におきまして、尾崎知事からの提案説明により、佐川町加茂を新たな管理型最終処分場の最有力候補とするという説明がありました。佐川町の住民の皆様の中には不安に思われている方もいらっしゃると思います。その住民の皆様の不安の声をしっかりと受けとめて、佐川町として、県と足並みをそろえて、丁寧に進めていきたいと考えております。できる限りのことを努力をして住民の皆様の不安を解消し、理解をしていただけるよう、誠意を尽くしてまいりたいと思います。ぜひ、議

員の皆様にも御理解をいただければと思います。

また、議員の皆様にも御協力もいただきまして、牧野富太郎博士をNHKの朝ドラにと、この署名運動は、おかげさまで順調に進んでおります。当初は、1年間で1万人の署名を集めようという目標でスタートをしておりましたが、4カ月足らずで1万人の署名を集めることができました。

また11月には、牧野博士が晩年過ごされておりました練馬区役所のほうに、一緒になって署名活動をお願いできないでしょうかということをお願いに伺ってまいりました。

当日、急用がありまして練馬区長とは直接お会いできませんでしたが副区長に説明をし、お願いをして1週間もたたないうちに練馬区として、区長から、区長みずからですね、職員に対しても、練馬区民に対しても、ぜひ協力をしていこうということで、練馬区の皆さんも、今この活動を後押しをしてくれております。

また先だって、11月からは作家朝井まかてさんが、祥伝社の小説雑誌におきまして、ボタニカという小説の連載も始めていております。いろいろなことが相まって、牧野博士、この植物のまち佐川町に追い風が、強い追い風が吹いているように感じております。これも住民の皆さん、また牧野博士をこよなく愛してくださる県民の皆さん、全国の牧野ファンの皆さんのおかげだと、そのように思っております。

この活動を、まずは1年半しっかりと継続をして取り組んで、全国にも、またゆかりのある地域もございますので、声かけをさせていただいて、植物のまち佐川町としてのこの運動が全国に広がり、私たちの夢であります、私たちの目標でありますNHKの朝ドラに牧野博士生誕160周年を迎える2022年に向けてですね、しっかりと取り組んでいきたいと考えております。

これから、どのような追い風が吹くのか、またもしかすると大きな壁が出てくるかもしれません。執行部も住民の皆さんもお力をお借りして、しっかりと前向きに進めてまいりたいと考えておりますので、議員の皆様におかれまして、より一層また御支援御協力いただきますようお願いを申し上げまして、私の閉会の御挨拶とさせていただきます。

本日は、本定例会、まことにありがとうございました。

議長（永田耕朗君）

本日の会議は、これもちまして終わります。
平成 30 年 12 月佐川町議会定例会を閉会します。

閉会 午前 10 時 10 分